第５回熊本市空家等対策協議会議事録

１．日時：平成３１年(2019 年)　３月 11 日（月）１４：００～１５：００
２．場所：熊本市議会棟２階　予算決算委員会室
３．出席者：別添のとおり
４．議事等
　・熊本市空家等対策計画（素案）に関する市民意見募集の結果について
　・熊本市空家等対策計画（案）について
５．配布資料
　・次第
　・席次表
　・熊本市空家等対策計画（案）
　・熊本市空家等対策計画（案）概要版

６．議事概要
＜　開会　＞
【司会】
　ただいまより、第５回熊本市空家等対策協議会を開始いたします。委員の皆様方につきましては、本日は年度末というお忙しい時期に、ご出席賜り、誠にありがとうございます。
　本日の司会は、建築指導課、赤松が担当いたします。それでは始めに、配布資料のご確認をお願いいたします。本日、お手元にお配りしておりますのは、
・次第
・席次表
・空家等対策計画（案）
・空家等対策計画（案）概要版　です。お手元に資料がない委員の方はお知らせください。
　本日は、「熊本市空家等対策協議会運営要綱第９条」に基づき、公開で行われます。
　まず、会に先立ち、会長である大西市長より一言ご挨拶申し上げたいと思います。

　＜　会長の挨拶　＞
【大西市長】
　みなさまこんにちは。大変お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。
　今日は東日本大震災からちょうど８年。８年前の１４時４６分に多くの方々が犠牲となった東日本大震災が発災しました。会議の終盤にちょうどその時刻になりますが、会議を中断して黙とうもどうかと思いますので、冒頭にみなさんとともに犠牲者の御霊にご冥福をお祈りしたい。ご起立をお願いします。それでは東日本大震災の被災者のみなさまのご冥福

をお祈りして、黙とうをしたいと思います。黙とう。

ちょうど東日本大震災から８年。熊本地震から４月で３年が経とうとしています。さまざまな課題もありますが、それと同時にこの空き家の問題もございます。災害にかかわらず、空き家が問題化しておりまして、さまざまな取り組みがなされています。

本市におきましては、本年度、熊本市空家等対策計画策定に向けた協議と並行して、震災後の空き家の実態調査を行いました。その結果、危険な空家等が一定数存在する一方で、活用可能な空き家も多く存在することを認識しました。また、３月４日には報道でご承知の通り、中央区九品寺において略式代執行を実施したところでして、引き続き周辺環境に影響を及ぼす空家等の対策に重点的に取り組む必要があると思います。本市では安全安心な魅力ある住環境の実現を目指して空き家にしないための市民への啓発活動をはじめ、移住定住、地域活動拠点としての空き家の有効活用や相談体制の充実など総合的な空家等対策に取り組んでいきますので、なお一層のお力添えを賜わりますようお願いします。本計画案に最終的なご意見をいただくことにしています。委員のみなさんにおかれましては、それぞれの立場から奇譚のないご意見を賜わりますようお願い申し上げます。

【司会】

ありがとうございます。

続きまして、ご出席者のご報告をいたします。本日は、熊本県宅地建物取引業協会 中川　喜代子 委員および、熊本県行政書士会 井口　由美子 委員が所用により、ご欠席でございます。

なお、運営要綱第６条第３項に基づき、18 名中１６名のご出席をいただいており、会が成立していることをご報告いたします。

＜　議長の選出　＞

【司会】

続きまして、「議長の選出」に参ります。運営要綱第６条に基づき、本日の議長は大西市長にお願いいたします。それではよろしくお願いいたします。

【大西市長】

まず、運営要綱第１０条第３項より、署名者は議長及び議長が指名する委員２名となっておりますので、本日の議事録について、署名者の指名をさせていただきます。では、大久保委員と 植村委員にお願いしたいと思います。大久保委員と 植村委員、よろしくお願いします。

それでは早速、議題について、事務局から説明をお願いいたします。

＜　議題の説明　＞

【事務局】

建築指導課　原と申します。それでは、議題につきまして、事務局より説明をいたします。

（以下、説明）

以上で、説明を終了させていただきます。ご清聴ありがとうございました。委員の皆様からご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

【大西市長】

ただいまの説明に対しまして、何かご意見はございますか。

【村山委員】

公募委員の村山でございます。パブリックコメントが行われているわけですけれども、相談者が意見を出す場合に、いわゆる家屋の所有者と一般市民による苦情・相談に大きく分かれると思うのです。コメントの中では、所有者からの相談が多かったのか、それともこういう問題が発生した時にどういうふうに解決すればよいのかという近隣からの苦情関係が多かったのか、感触としてはいかがでしょうか。

【大西市長】

今のご質問はパブリックコメントに関わらずということですよね。パブリックコメントであれば、先ほどご説明させていただきました二点でございますので、それ以外でこの計画全体で寄せられているご意見についてということでよろしいですか。

【村山委員】

はい。そうでございます。

【大西市長】

では、事務局の方から。

【事務局】

今、村山委員から市民の方からのご意見について、これまでの協議会でも何度かご質問を頂いている状況でございます。そういう形でのご意見がありましたので、今年度は空き家の相談窓口を設置いたしまして、11 月から 1 月まで市民の方からご相談をいただいた状況がございます。各コミュニティセンターや市役所などで行った結果、140 件のご相談を受けております。相談の内容といたしまして、売買をしたい、もしくは建物を解体したい、賃貸をしたい、相続で何か問題を抱えている、今後の税金のことが気になるなど、多岐にわたる相談が寄せられたところでございます。そういったご相談に関して、対応ができるよう対策計画を進めて参りたいと考えております。

【大西市長】

今の返答でよろしいでしょうか。

詳細な相談内容の内訳についての説明がありましたが、また、別途、委員の皆様に、実際にどういった状況だったのかという資料を情報提供していただければと思います。よろしくお願いします。

他にご意見ございますか。

【大久保委員】

賃貸住宅経営者協会、大久保でございます。今の件に関しまして、素案の 46 ページに一

覧表がございまして、基本方針１予防、基本方針 2 適正管理、基本方針 3 利活用とあります。基本方針１予防のところで、「⑥専門家団体による空き家相談体制の構築」、それから基本方針 2 適正管理「⑤専門家団体による空き家相談体制の構築」と同じ表現になっているのですが、基本方針 3 利活用のところで「⑦不動産等の民間団体と連携した空き家活用等の相談体制の構築」ということで、若干表現が変わっていますが、これはそれぞれの段階で違ったような相談対応を考えているということでしょうか。

【事務局】

予防に関する専門家団体による空き家相談体制の構築につきましては、市民の方から苦情を受けまして、措置をしていくための相談窓口がひとつというところでございます。説明が前後いたしましたが、基本方針 2⑤に関しましても、適正管理ということで同様の相談窓口になります。基本方針１予防に関しましても、相続問題だとか、売買問題だとか、そういったご質問に対応できるような相談窓口を今後、構築していきたいと思います。特に今回の担い手事業に関しては７団体。弁護士会、司法書士会、行政書士会、土地家屋調査士会、熊本県賃貸住宅経営者協会、建築士事務所協会、不動産鑑定士協会の 7 団体に主立ってお手伝いしていただいて空き家の担い手事業を進めさせていただきました。その中で、一定の協力体制を構築できたと感じております。空き家のパンフレットや空き家の対応マニュアル等はこの事業で検討して作成できたものです。今後、こういうものを活用して対策を進めて参りたいと思っております。

【大西市長】

そうではなく、お尋ねのところは専門家団体による空き家相談体制について基本方針１、２、３で変わっているけれども、これは先程話していた 7 団体に協力していただいて今年度行っていた相談窓口と同じだが表現を変えているということだけなのか、それとも違うものなのかというお尋ねですよね。

要は、基本方針３⑦のところだけ不動産等民間団体と連携したとなっているので、そこがどう違うのかというところだけ説明していただければいいです。

【事務局】

重なっている部分も多少ございますが、やはり相続問題ですとかそういったところには司法書士会の方や行政書士会の方。例えば、相続関係の問題として、おじいちゃん、おばあちゃんが亡くなったけれども、今後、空き家をどう活用していくのか、今のうちにどう考えていくのかといった問題がございますので、そういったところでこれらの団体に協力を頂いてご案内させていただく。というようなところが基本方針１予防に記載をしております。措置とかになりますと、危険ではないのか、措置をした方がいいのではないかなどの判断等について建築の専門の方々にご協力を依頼するといったところをイメージしており、それぞれ重なっているところもございますが、予防、適正管理、それから利活用。まだ利活用ができる建物については、この建物は何年に建ってまだ活用ができる、あるいは建築基準法の耐震補強が必要な建築物であるといったところも含めて所有者の方にアドバイスをすると

かですね。そういったところは利活用として、提供して市民の方にアピールをしていきたいというところを頭において記載をしているところでございます。

【大西市長】

ということですけれども、よろしいでしょうか。

【大久保委員】

今、ご説明がありましたけれども、基本的には市民の方からご相談があればワンストップでどこでも相談がつながるという認識でよろしいでしょうか。その中でどの団体が関わるかというところで事務局の方で、ある程度の整理をされるということなのでしょうか。

【大西市長】

そういうイメージです。予防にしろ、適正管理にしろ、利活用にしろ、それぞれの状況によって相談先が変わりますよね。それが行政にご相談があったときにきちんとワンストップで受け止めて、それぞれの資料が団体の皆さんにあるとか、それぞれの担当の業界に段階、段階でしっかりとおつなぎをしていくというような整理を行っていくということでございますのでお願いいたします。

他にございますか。

【野口委員】

民生委員の野口でございます。基本方針２「⑧管理不全な空家等の相談窓口」とありますが、その点に関してお話をさせていただきます。我々民生委員に地域から寄せられる苦情の中に、もう倒れてしまった、使うことができない空家等の相談があります。その中には猫など動物が住み着いているという話もあります。使える空き家はいろいろと取り組みが進んでいくと思いますけれども、いろいろな事情で空白のまま朽ちていく空家等もございます。そういったものに対して、今後のプロセス、行政としてどういうふうにお考えなのか教えていただきたい。

【事務局】

まず一点目の空家等の措置に関してですが、これまでに危険となりました空家等の相談苦情につきましては、まず現地調査に参りまして、状況によって所有者の方にお伝えする。その後、「空家等対策の推進に関する特別措置法」や「熊本市老朽家屋等の適正管理に関する条例」などで、適正に助言や指導を行っているという状況でございます。危険な空家等に対する早急な対策はもとより、使用できる空き家もございます。長期間放置されて老朽化し危険な空家等にもなりかねないということもございますので、その前にしっかりと予防啓発を行っていきたいと思うところでございます。また、空き家の有効活用の観点から地域の需要に合わせた活用など、そういったものを地域の方にお伝えができるように、今後、対策を進めて参りたいと思います。

【野口委員】

私の質問に対して半分ぐらいしか答えになっていないと思うのですけれども。

略式代執行を行った九品寺の土地も、そこは土地代が高いんです。土地代が安いところは

解体費もできないわけです。いろいろな空家等がありますが、放置されている状況というのはいろいろな内容があってそうなっているわけです。そういった空家等に対して行政がどの窓口で対応するのか。まちづくりセンターなのか、どこなのか、どの窓口で粛々と進めていくのか。そのあたりをお聞かせ願いたいと思います。

また、うちに寄せられている空家等については、地主が遠くにいるんですけれども、なかなか話に行けない。自治会も非常に困っている。そういった案件が出てきておりますので、そのあたりのお話もお聞かせ願いたい。

【事務局】

資料の 36 ページをご覧いただければと思います。今、お話がありました基本方針 2「⑧管理不全な空家等の相談窓口」について絵がついているかと思います。まず、相談窓口についてですけれども、今ご指摘いただきましたとおり、いろいろな課がございましてどこに相談すればいいかわからないといったことがございましたので、一元的な窓口ということがございまして、このフローの真ん中にあります空家等苦情相談窓口というものを設けまして、これは私共、都市建設局建築指導課の中に設けたいと思っております。ここで一元的に相談を受けるというふうにしたいと思います。もちろん、まちづくりセンターの方にご相談をされても構いませんので、その場合はまちづくりセンターと私共相談窓口が連携して対応するということを考えてございます。

そして、ご相談いただいた後にどうするかということでございますけれども、先ほどのフロー図で説明しました通り、まずは指導・助言をやっていくということもございますけれども、やはり危険な空家等については除却を促していきたいと思っておりまして、ひとつは来年度からですね、所有者自らが除却する際に費用負担もございますので、その一部を市が助成する制度を新たに創設したいと思っております。所有者自らの除却を促進したいと思っております。これが一つです。

さらに、最近は所有者が不明な空家等というのもございますので、そういったものについては、市長の挨拶でもありましたけれども、略式代執行という形で行政自らが除却を行っていくということも、全国で事例は多くはございませんが、熊本市としては取り組んでいきたいと思っております。

【大西市長】

他にご意見ございますか。

【村山委員】

公募委員の村山でございます。今ご説明がありました 36 ページの建築指導課、苦情窓口の件と、43 ページに所有者等とのやりとりのイメージ図があります。今の理論を踏まえてなのですが、私ども市民にとっては、最終的には熊本市が行う相談窓口のワンストップ化というのはとてもありがたいことだと思います。ここでお願いと申しますのが、ワンストップを図るまでにはかなりの時間がかかると思います。多岐にわたっていろいろな勉強をしておかなければならない。ということで、ここでお尋ねしたいのが、各ポジションにおける研

修等についてはどのようにお考えなのか、お答えいただきたい。マニュアル、質問というのはある程度固まってくるのではないかと想定できるわけです。ですから、相談者が所有者の場合と、近隣の一般市民からの場合と、これは計画書の中に操作マニュアルをつくるという項目を是非入れていただいて、誰もが対応できるような仕組みがあれば、市民が問い合わせをしたときに即座に回答できるということでご検討していただければ有難いと思います。

【大西市長】

この点の回答をお願いします。

【事務局】

ご指摘ありがとうございました。そのようになるように進めて参りたいと思っております。

【大西市長】

しっかりとマニュアルで、どこに相談してもある程度ご案内できるように。これは職員のいろいろな認識によって対応が時々変わってしまうということがないように、私の方からもいろいろと指示は行っていきたいと思います。

他にご意見ありますか。

【福井委員】

弁護士会の福井です。計画案の 13 ページなんですけれども、調査結果を踏まえるとＥランク（建築物全体の危険な損傷が著しく倒壊の危険性があると思われる）に至っているものが 60 件近くあります。先ほどの野口委員からのご質問とも関連すると思いますけれども、除却の促進ということで助成金を検討されているということ、所有者不明な空き家に対しては略式代執行。Ｅランクについては、大きく二つの方法が考えられると思うのですけれども、60 件という件数はかなり多いと思われるのですが、一年に 1 件とか 2 件という行政代執行の数で足りていくのか。そうしている間にＤがＥランクになってくるということもあると思われるので、行政代執行を検討する必要があるものの数が 60 件中にどれくらいあるのか。というのと、今後、どのくらいのスピード感を持って行政代執行を進めていこうと検討されているのか。もしよければお答えをお願いします。

【大西市長】

はい、事務局の方から。

【事務局】

福井委員が言われました、今後、どういうスピード感を持って対策計画を進めていくのかということですが、28 ページ下図の重点実施期間実施事項をご覧ください。読み上げますと、「Ｄ、Ｅランクの空家等の所有者調査を実施し、所有者の方に適正管理を促します。」「Ｄ、Ｅランクの空家等で所有者が確知できず、周辺の住環境に著しく悪影響を及ぼす空家等について略式代執行を実施します。」というふうに書いております。まずは、この 100 件につきまして 2 年間で取り組む形で考えておりまして、ＤやＣランクにつきましても、その後、所有者の方に市から情報提供ができればと考えているところでございます。

【大西市長】

今、説明がありましたけれども、2 年間集中して取り組んでいくというところですが、そこでの意見ということですので、件数的には年に 1 回、2 回というペースではなく、当然 60 件あればそのペースだと 60 年かかってしまうわけでありまして。そういうことではなく、かなり集中して来年度から再来年度にかけてやっていきたいという説明でございました。事務局の方でできる限り現状を意識をもってスピーディーにやるということをお願いしたいと思います。

他にございませんか。

【杉島委員】

土地家屋調査士会の杉島です。空き家相談窓口の担当をしていてあったのが、今の空家等対策の説明の中で、空家等にさせたくないとありますが、今、使えない空き家。これをどう対応するかということです。その相談もあったんですよね。使えない空き家なのですけれども、解体してしまったら土地の固定資産税が上がります。そのようなことを一般の方々はご存じなんです。そうなるならば、そのまま放置しておこうという問題が出てきております。これは、税務課の方だと思いますけれども、要するに、解体しやすいような状況を行政が作ってあげないと、いつまでたっても空家等のまま放置されるというような状況が出てきていると思います。今、お話にありました解体の補助金を出すというのも一つの手だと思いますが、一般の所有者が空家等を解体しても、ずっとではなくても 3 年か 5 年の猶予期間を持たせて、固定資産税をそのままにしてあげる。そして、その間に処理してあげる。売買なり、建て替えなりする人はする人で、それでよいのではないかと思うのです。

それと、私が思いますのが、税務課さんは、現地調査権というのをお持ちだろうと思うのですが、その中で今でいう建築基準法に則って建てたものではないような建物もいくつかあると思います。その場合に空家等を解体した、建て替えしたいのだけれども建て替えもできない。それと接道義務を果たせていないという場合においては、こういった土地は売るにも売れない。そういう家屋の所有者は結構、老人の方が多いんです。現役でバリバリ働いているような人ではないんです。老人の方が多くて、はっきり言って年金暮らしの方です。それに解体費の 100 万、200 万出して、なおかつ固定資産税が上がってしまう。どうなんでしょうね、そうなると二進も三進も生活がままなりません。そのような状況になってくる所有者もおられるのではないかと思うわけです。であれば、税務課には現地調査権があると思われますので、その解体した敷地について、これは家が建てられるのか、建てられないのかということは税務課と建築指導課でタイアップしてやれば、この敷地は再建築が難しいということであれば固定資産税は今のままにするとかといった対応でもいいのではないでしょうか。はっきり言って、空家等を解体しやすいような状況を行政がつくってあげてはいかがでしょうかと私は申し上げているわけです。助成金、助成金ばかりいうのであれば、市の財政は厳しいです。はっきり言って、そんなに熊本市は金持ちではありません。そうでしょう、市長。であれば、老朽家屋対策でもそうなのですが、その空家等の敷地に対して、家を解体

したからその敷地を無税にしろとは言っておりません。今まで通りの税収で3～5年は猶予期間を持たせて、その間に処分をしていく。

この間の九品寺の略式代執行の件もですね、あの敷地は接道がありません。誰が買いますか。最初、熊本市特定空家等措置審議会で会議をしたときに 170 万円ぐらい解体費用が掛かると。また、170 万円ですべてが片付くわけではありません。諸々と費用が掛かりますので、市役所が売り渡すときに 200 万円ぐらいではないと、市の財政が厳しいという計算だてを自分たちはしました。そうであるのに、助成金とばかりいっても、なんだかなと思うような部分もでてくるわけです。なので、市民が持っている危険家屋を解体しやすいような状況を作ることを考えていただけたらいかがかなと思うところでございます。

【大西市長】

今のご意見について、事務局。

【事務局】

46 ページをお開き頂ければと思います。41 ページから「第 6 章 計画の推進に向けて」という章がございますが、42 ページ(1)に書いてございますけれども、これから、空家対策会議という庁内の関係課で議論できる場というものを設けたいと思っております。今、委員よりご意見を頂いたとおり、対策というのは、ただ建築部局のみで行っていてもいき届かない部分もございまして、計画は作りましたけれども、今お話しいただきました税の部局も含めていろいろな部局と連携して、これからさらに計画を進めていくためには、どういったやり方があるのか、議論を進めていきたいと思っております。今おっしゃられたことを含めて、できるかどうかはまだわかりませんが、関係課で連携して対応して参りたいと思います。

【大西市長】

よろしいですか。

杉島委員がおっしゃったことというのは非常にポイントがありまして。結局、解体したら税金が上がるというのであれば何もしないというのは、当然そのように働いて、放置してしまって空き家になっているというのは十分に考えられます。そして、これは、現実にそのような声があってということで杉島委員のお話がありました。では、例えば、先ほど 28 ページで示された重点期間の中で、税制上でそのような措置が可能かどうかを含めて十分に内部でスピーディーに検討する。例えば、解体して 3 年の猶予期間が設けられるかどうか等、具体的な検討を是非していただきたいと思います。それがインセンティブといいますか、うまく働いていき空家等の解消につながるのであれば、税の方でいろいろな課題があるとしても、検討する余地はあるのかなと思います。今、杉島委員のお話を聞いていて、私自身もそう思いました。

それから、42 ページの空家対策会議で庁内のいろいろな検討をする中では、当然部局横断的にやっていきますので福祉部門であったり、それからまちづくりの部門であったり、そういった各区役所であったりが入って検討することになると思いますので、委員の皆様の中で現実的にこういう課題があるということがあれば、今お話にあった具体的な事例も含

めてですが、アドバイスいただければ、そういったこともより解決するために、他の部署と連携、制度の変更によってこの空家等対策が進むように、検討して参りたいと思います。

他にございませんか。

【村山委員】

今日は、東日本大震災が起こって8年目でございます。実は2月23日に、熊本学園大学と福島大学で震災後の生活の在り方のシンポジウムがございまして、たまたま私は出席しました。大西市長から市長講演していただいて、そのあと第 2 部からパネルディスカッションでございました。一応、私は委員をやっている関係もありまして、震災後の空き家についてどのように取り組んでいらっしゃるのかなと思いまして、状況の質問を上げましたところ、当然のことながら放射能汚染の地域は立ち入りもできません。それ以外のところも手が付けられない。ということで、先生方がおっしゃっていたのは、どうしようかということも含めて頭が痛いということをしきりと言っていらっしゃいました。そこで、熊本市と関連するところで、既におやりであればよろしいのですが、先に良い解決案を出した都市からですね、どんどんとご提案をされて、コミュニケーションを密にして市民が安心できるやり方を構築していっていただけたら、東日本も、熊本も、空き家問題の解決が早くなるのではと思います。この間のシンポジウムでそのような思いをしたものですから、このようなご紹介をさせていただきました。

【大西市長】

はい、大久保委員。

【大久保委員】

賃貸住宅経営者協会でございます。杉島委員と同じように、空き家相談窓口に私も相談員として参加したのですけれども、その中でそれぞれ予防・管理・利活用の中で、いろいろと課題が見えて参りました。予防に関しては、相談される方の所有の空き家の所在地が、市の中心部というよりも、やはり中山間地域といったところもございまして、そこの利用はこちらでは難しいというのはあります。となると、単なる賃貸や売買だけではなくて、うちが使えなかった空き家の利活用の方法を探っていく必要があるかなと思います。例えば、今後4月から外国人の雇用が増えますので外国人による利用でありますとか、あるいは福祉面で行くと、今、在宅ケアが流行っているというのもありまして、単なる売買や賃貸の利活用以外の、いろいろな部署を含めて空き家の利活用を検討していただきたいと思います。といいますのが、私どもは最終的に相談された方々の賃貸や売買のご相談を受けている中で、この場所はなかなか売れないとか、賃貸としても難しいというケースが非常に多かったものですから。なので、そういった利活用の選択肢を増やすというような検討を進めていただきたいというのが一点。

それから発生の中でですね。先日、身内に不幸がありまして、そのあとの手続きに市役所に来たのですけれども、こういった手続きが必要ですよというものをまとめた一枚のプリントを渡されましたが、どこの課に行けばいいかというのも書いていないし、どういった書

類が必要なのかというのも書いてございませんでした。特に、計画の中にあったと思いますけれども、空き家になった時点でどうするかという点でいえば、空き家の処理をやる予定の方といいますか、相続人の方々が今後どういうふうにすればよいか。その場で直接渡すというのは難しいと思いますけれども、ちょっと詳しいパンフレットとか、またはホームページでのご紹介ですとか、というような形で手続きをなるべく早く進めていただくような方法をとっていただければなと思っているところでございます。

それからもう一点。先ほど福井委員から、今後、空家等の数がどんどん増えていくのではないかというお話もあったと思いますけれども、今までの五回の協議会からも意見があったと思いますけれども、これから発生する空き家はたくさんあると思います。特に、新しく家を建てる時に、新しい土地に建てれば、今まで住んでいたところが空き家になりますから。例えば、居住誘導区域等への建て替えの促進策であるとか、都市政策全般での検討をしていかないと、危険な空家等を片付けていっても次から次へと空家等が増えてくることになりますから、予防をもう一歩進めた形でのいろいろな検討をお願いしたいと思います。

【大西市長】

何かコメントはありますか。

【事務局】

まず、一点目、特に中山間地域を中心にこれから空き家が増えていくと思われますので、予防のために選択肢を増やさなければならないということでございました。私どももまさにその通りと思っておりまして、先ほどの 42 ページの庁内会議の方でも活用部会というものを設けまして、利活用をどうするかという特化して議論していく庁内会議を設けたいと思っております。そこで、今おっしゃられた福祉部門ですとか、そういった他部局と連携して、中山間地域などでも利活用ができるかということを検討して選択肢を増やすことを考えていきたいと思います。

二点目の、一枚のプリントでどこに行けばいいのかわからなかったということに関しては大変失礼いたしました。これからは、相談窓口も一元化いたしますし、先ほどおっしゃられたホームページ等でどのような手続きを、どこの課に相談してやっていけばいいかということをわかりやすくするようにいたしまして、こういった空家等対策というのはどんどん、除却ですとか、あるいは利活用が促されていくような取り組みを進めていきたいと思います。

最後に三点目、空家等対策について都市政策と一体になってというお話がございました。私ども都市建設局では、立地適正化計画というものを作りまして、熊本都市圏の中でどこに居住を誘導していくかというような計画は平成 28 年 4 月に策定したところでございます。ただ、立地適正化計画を進めていく取り組みが計画上不十分でございまして、来年度、この立地適正化計画の中で、居住誘導区域、都市機能誘導区域に誘導していく施策ということも検討していきたいと思います。そういった誘導区域への誘導の取り組みを検討していく中でですね、もちろん空き家施策と連携していく必要があると思いますので、連携して居住誘

導区域の中に誘導していくというのも進めていきたいというふうに思っております。
【大西市長】
　他に何かございますか。よろしゅうございますか。
　それでは、大変貴重なご意見を頂きましたこと、ありがとうございました。他にご意見がないようでしたら、この内容で熊本市空家等対策計画の案としたいと思います。いろいろとご意見いただきありがとうございました。今回、この成案を実行していきながら、熊本市の空家等対策をさらに深めていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。
　それでは、事務局にマイクをお返しいたします。

＜　事務連絡　＞
【司会】
　ありがとうございました。
　次に「次第３　その他」に移ります。事務局よりお願いします。
【事務局】
　事務局から今後の予定について、事務連絡をさせていただきます。対策計画の策定に向けて、引き続き事務局で、事務処理を進めさせていただきます。
　さて、今後の熊本市空家等対策協議会の予定について連絡させていただきます。次回の協議会は、計画策定後の進捗報告として、2020 年 1 月頃に開催を予定してございます。委員の皆様には、詳細が決まり次第、改めてご連絡いたします。
　本日の議事録につきましては、後日、本市ホームページで掲載を予定しております。本日は、議事録の署名者として、議長の大西市長に加え、大久保委員と植村委員のご指名がありましたので、事務局で議事録を作成次第、署名者の方々にはご連絡いたします。また、承認をいただいた議事録は、他の委員の皆様にも、お知らせいたします。

＜　閉　会　＞
【司会】
　ありがとうございました。
　最後に、大西市長より、一言ご挨拶を申し上げます。
【大西市長】
　本日は、貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。おそらく、まだこの空家等対策に対する具体的な課題というのは、現場でのご意見やそれぞれの専門の委員の皆様方のアドバイスが引き続き必要かと思います。今回、空家等対策計画の案を作らせていただきましたが、今後、進めていく過程の中で、進捗を来年の 1 月頃かと思いますが、ご報告をさせていただく中で、いろいろとご意見をいただきながら、より熊本市の空家等対策計画が全国よりも先駆けていけるような形で進めていきたいと思っておりますので、是非、委員の皆様方には引き続きご指導していただきますようお願いを申し上げまして、大変簡単で

はありますが、本年度閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。どうもお世話になりました。今後ともよろしくお願いいたします。

【司会】

　ありがとうございました。以上で予定はすべて終了いたしました。

別添

	名前
出席者	大西　一史　会長
	位寄　和久　副会長
	植村　米子　委員
	大久保　秀洋　委員
	大日方　信春　委員
	笠間　富雄　委員
	杉島　龍市　委員
	田原　教靖　委員
	糸田　由子　委員
	中山　貴博　委員
	西山　典利　委員
	野口　勲　委員
	原　彰宏　委員
	福井　晴菜　委員
	二子石　和浩　委員
	村山　勝年　委員
欠席者	中川　喜代子　委員
	井口　由美子　委員